

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会（以下「本委員会」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本会が受領する寄附金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄附金 常時一般寄附金を募ることができるものとし、寄附者から使途が特定されていない寄附金
 - (2) 特定寄附金 使途が特定された次に掲げる寄附金
 - ① 寄附者から使途が特定された寄附金
 - ② 本委員会があらかじめ使途を特定して募集する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

(受入れ制限)

第3条 寄附金等を受け入れる場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- (1) 法律に抵触するとき
- (2) 本委員会の業務遂行上支障があると認められるとき
- (3) 本委員会が受け入れるときに、社会通念上不適當と認められるとき
- (4) 反社会的勢力に係るものからの寄付と認められるとき
- (5) その他本委員会委員長が特に業務に支障があると認めたもの。

(寄附金の募集)

第4条 寄附金等の募集は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄附金
本委員会は、常時一般寄附金を募ることができるものとし、寄附金申込書(別紙様式1)により寄附の申し出を受け付けることとする。
- (2) 特定寄附金
 - ① 寄附者から使途が特定される寄附金は、寄附金申込書（別紙様

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

式2)により寄附の申し出を受け付けることとする。

②本委員会が、特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次条に規定する使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下、「趣意書」とする。）を一般財団法人全日本ろうあ連盟理事会に提出し、承認を得なければならない。

(寄附金の使途)

第5条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を本委員会規約第4条（事業）に定める事業に使用し、その残額を管理費に使用するものとする。

2 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

3 特定寄附金は、寄附者又は本会が特定した使途に使用するものとする。なお、前条2号②により募集する寄附金は、適正な募集経費を控除した残金の総額を本会が特定した使途に使用するものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。寄附者は寄附金の申し出に当たり、その使途を特定することができる。

(寄附金等取扱責任者の設置)

第6条 寄附金等取扱管理責任者は本委員会事務局長とする。

(寄附金等管理委員会)

第7条 本委員会委員長は寄附金等の受入、管理、運用等を適切に行わせるため、寄附金等管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

2 この規程に定めるもののほか、管理委員会の組織、運営等については別に定める。

(受入れの決定)

第8条 寄附金等取扱管理責任者は、寄附金等の寄附の申し出があったときは、第3条の規定に抵触しないと認めた場合に限り、管理委員会に諮り承認を得た上で、当該寄附金等の受け入れを決定する。決定後は本委員会に報告する。

(寄附金等に係る結果の報告)

第9条 寄附金等取扱管理者は前条により寄附金等の受け入れを決定したときは、寄附金等の受け入れを決定したこと及びその使途について寄附者に通知する。

2 前項にかかわらず、本委員会ホームページにおいて、寄附金等の収支決算書及び報告書を公開することで報告書の交付に代えることができる。

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

(寄附物品等の事務処理手続)

第 10 条 寄附物品については、全日本ろうあ連盟の会計規程等に定める手続きに従い処理するものとする。

2 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て、全日本ろうあ連盟評議員会に報告する。

附則

本規程は、2022 年（令和 4 年）11 月 13 日から施行する。

[改正]

一部改正 2023 年（令和 5 年）3 月 21 日

[改正]

一部改正 2024 年（令和 6 年）11 月 10 日